

長等不在一為之其一既退也ニタリ

五 監察取締

一般過激ノ言動ナキ様取締リシ為スト共ニ公共事業
ニハ關係上所轄港谷警察署長ニ於シ本月十七日郊友
會幹部佐藤三治萩島入郎大木正丈一三名及會社側植
竹運輪課長尾川康務課長一兩名シ各別ニ招致シ前者
ニハ不穩ノ行動ナキ様後者ニハ故ニ挑戟的態度ニ出
シサル様諭示スルアリシルヲ他團體ノ以入ニ爭議
シ更化セシムル虞アリ其ノ成行最密注視中ニアリ

右及申(通)報シテ也

嘆願書ニ對スル回答

- 一 (第一項) 同様ノ說明ナリシニ付回答ナシ
- 二 一般の設備改善
 - 一 一般の設備ニツキテハ常ニ意ヲ用弁緩急ニ意シテ改善ヲ實行シワ、アリ申出デノ事項ニツキテモ既ニ計畫ヲ達テ實現近キニアルモ、アリ今後トモ業客ノ便宜ヲ計ルタメニハ十分努力セントスルハ勿論ナリ

三 一般の嘆願

- (1) 郊友会王川支部承認ノ件
承認シ難シ
- (2) 協約破棄取消ノ件